

## 経営効率化支援事業（Q & A）

### ▽申請時によくあるご質問

下記に一部の事例を記載しておりますが、その他も多数の事例が考えられることから、申請にあたっては機械等購入前に鹿屋商工会議所又はかのや市商工会へ必ず相談してください。

### 1. 補助対象者について

Q 1-1 商工会議所・商工会の会員でなければ申請できませんか？

A 1-1 会員、非会員を問わず、申請可能です。ただし、申請するにあたっては商工会議所又は商工会の助言を受けていただき、当該機関の発行する事業計画確認書を添付することを要件としています。

Q 1-2 どのような事業者が申請可能ですか？

A 1-2 原則、鹿屋市内に本社を有する商工業者の中で、中小企業信用保険法に規定する中小企業者及び中小企業基本法に規定する小規模事業者が申請可能です。

Q 1-3 従業員4人で小売業を営んでおり、販路開拓に向けた機械の導入を検討しています。今回の補助金は小規模事業者と中小企業者で補助率や補助金上限額が異なるのですが、弊社は中小企業者として申請できますか？

A 1-3 小規模事業者に該当する事業者は、中小企業者としての申請はできず、小規模事業者として申請してください。なお、中小企業者及び小規模事業者の定義については、手引きの3ページをご確認ください。

Q 1-4 これから開業する人は対象となりますか？

A 1-4 申請受付期間の令和4年8月15日～10月14日時点で事業を開始していることが対象条件となります。

Q 1-5 商工会議所の会員ではあるが、鹿屋市外で事業を営んでいます。申請できますか？

A 1-5 鹿屋市内に本社を有し、事業を営んでいることが条件のため、申請対象外となります。

Q 1-6 商工会の会員として鹿屋市内で事業を営んでいる個人事業主ですが、住民登録は鹿屋市外です。対象となりますか？

A 1-6 鹿屋市内に本社を有し、事業を営んでいることが条件のため、対象となります。ただし、市外にお住まいの個人事業主の場合は、住民登録のある市区町村の滞納なし証明書も提出いただく必要があります。

Q 1-7 NPO法人で喫茶店を営んでおります。新サービス開発に向けた機械の導入を検討していますが、NPO法人としての申請はできますか？

A 1-7 喫茶店が収益事業による課税事業で、確定申告をしている場合は、NPO法人でも対象となります。

## 2. 補助対象事業

各事例の答え（A）に「3%以上の売上向上」「10%以上の消費電力の削減又は20%以上の二酸化炭素排出量の削減」「3%以上の経費の削減又は20%以上の作業効率向上」等の目標数値基準が記載されています。補助対象事業毎に目標数値基準は異なるため、詳しくは手引きの5ページ等をご確認ください。

【新商品（新サービス）の開発について】※Q2-1から2-7まで

Q2-1 菓子製造・小売業です。ケーキのショーケースを新たに追加購入しようと考えていますが、対象となりますか？

A2-1 新しいショーケースを導入することで、導入前と比較して3%以上の売上向上が見込まれる場合は対象となります。

※リース契約や古くなったショーケースを単に買い換える場合は対象外となります。

Q2-2 クリーニング店です。顧客との接触をなるべく控えるため、衣類受渡用ロッカーを購入しようと考えていますが、対象となりますか？

A2-2 非接触型の新サービス導入により、導入前と比較して3%以上の売上向上が見込まれる場合は対象となります。

Q2-3 理美容業です。要介護者対応の角度調整付きシャンプー台やリクライニング機能付きキャリアを購入しようと考えていますが、対象となりますか？

A2-3 要介護者向けの新サービス導入により、導入前と比較して3%以上の売上向上が見込まれる場合は対象となります。

Q2-4 飲食業です。女性や身体の不自由な高齢者などのために、従来の和式トイレ便器から、洋式トイレ便器を購入し、設置しようと考えていますが、対象となりますか？

A2-4 洋式トイレを導入することで、導入前と比較して3%以上の売上向上が見込まれる場合は対象となります。（設置に伴う工事費も対象となります）。単に和式トイレが古くなったので洋式トイレに買い替える場合は対象外となります。

Q2-5 美容業です。コロナでの外出自粛や高齢者等の移動が難しい方向けに、訪問美容サービスを新たに開始したいと考えています。その際にリクライニング用の椅子や鏡などの搬入を行うための移動車両を購入する場合は対象となりますか？

A2-5 車両導入により、導入前と比較して3%以上の売上向上が見込まれる点に加え、車両については、エコカー補助金等を受給していない又はその予定がないことを条件としています。また、個人事業主の場合、青色申告決算書又は収支内訳書の「減価償却費の計算」表中「事業専用割合」（市民税・県民税申告書にあっては「減価償却費の内訳」表中「事業割合」）が50%以上として計上されているもの又はその予定があるものを補助対象としています。

Q 2-6 写真業です。これまでにない角度から撮影を行うため、ドローン撮影機を導入しようと考えていますが、対象となりますか？

A 2-6 新サービスの導入により、導入前と比較して3%以上の売上向上が見込まれる場合は対象となります。

Q 2-7 飲食店です。新しくテイクアウト事業にも参入したため、食材への拘りやメニュー等を周知するためHPを作成したいと考えています。HP作成にあたり、専門業者に委託した場合の経費については対象となりますか？

A 2-7 今回の事業は機械・装置・器具・備品の導入に対する経費が補助金対象となっております。HP作成を業者に依頼した場合の委託料等については、補助対象外となります。

【事業再構築について】※Q 2-8から2-11まで

Q 2-8 飲食店です。これまでは店内飲食の売上が大半でしたが、今後はテイクアウトにも力をいれるため、お弁当用の新メニュー開発に向けた調理器具を購入する場合は対象となりますか？

A 2-8 新分野展開又は業種転換のための事業再構築につながる事業で、導入前と比較して3%以上の売上向上が見込まれる場合は対象となります。

Q 2-9 建設業です。これまで建築で培った技術を活かし、現在需要が増しているアクリル板などのプラスチック加工製品の製造業に着手したいと考えています。製造用の機械を購入する場合は対象となりますか？

A 2-9 新分野展開又は業種転換のための事業再構築につながる事業で、導入前と比較して3%以上の売上向上が見込まれる場合は対象となります。

Q 2-10 宿泊業です。コロナ禍でのキャンプ需要を受け、新たにオートキャンプ場施設の開設をする場合、キャンプ施設に必要な設備等の購入は対象となりますか？

A 2-10 新分野展開又は業種転換のための事業再構築につながる事業で、導入前と比較して3%以上の売上向上が見込まれる場合は対象となります。

Q 2-11 衣料品販売業です。既存事業との相乗効果を念頭に、新たに健康・美容関連商品の販売を始めます、専用ブースの開設に必要な設備等の購入は対象となりますか？

A 2-11 新分野展開又は業種転換のための事業再構築につながる事業で、導入前と比較して3%以上の売上向上が見込まれる場合は対象となります。

【創業について】※Q2-12から2-13まで

Q2-12 創業して1年目の自動車整備業です。整備をする上で必要となるプレス機や充電器などの購入は対象となりますか？

A2-12 創業2年以内の事業者が事業の定着のために行う機器の導入で、導入前と比較して3%以上の売上向上が見込まれる場合は対象となります。なお、備品の劣化等に伴い、単に買い替える場合は対象外となります。

Q2-13 飲食店を創業予定です。創業前にメニュー開発を行うため、業務用冷蔵庫を購入したいと考えておりますが、対象となりますか？

A2-13 交付申請時点で事業を開始している必要があるため、対象外となります。交付申請の受付は令和4年8月15日～10月14日までとなっており、補助対象となるケースは、受付締切までに創業し、交付申請書を提出し、審査基準を満たした場合となります。

【カーボンニュートラルについて】※Q2-14から2-16まで

Q2-14 配送業です。EV車両やEV用急速充電設備を購入したいと考えておりますが、対象となりますか？

A2-14 カーボンニュートラルに資する事業で、導入前と比較して10%以上の消費電力の削減又は20%以上の二酸化炭素排出量の削減が見込まれる場合は対象となります。

Q2-15 スーパーです。顧客満足度向上のため、業務用エアコンの購入を検討しておりますが、対象となりますか？

A2-15 カーボンニュートラルに資する事業で、導入前と比較して10%以上の消費電力の削減又は20%以上の二酸化炭素排出量の削減が見込まれる場合は対象となります。なお、既存エアコンの取り外し料は補助対象経費となりますが、エアコンの処分費用（リサイクル費用等）は対象外となります。

Q2-16 アパートを1棟所有しております。全15部屋の照明をLED化する場合は対象となりますか？

A2-16 まず、補助対象者の判別としては、不動産所得の場合、事業規模となる条件の5棟10室以上という基準を満たしているため対象となります。また、カーボンニュートラルに資する事業で、導入前と比較して10%以上の消費電力の削減又は20%以上の二酸化炭素排出量の削減が見込まれる場合は対象となります。

【DXについて】※Q2-17から2-19まで

Q2-17 飲食店です。非対面式の注文システムを導入するための費用（端末機やシステムソフト購入費）は対象となりますか？

A2-17 デジタル技術を活用して事業の効率化を図る事業で、導入前と比較して3%以上の経費の削減又は20%以上の作業効率向上が見込まれる場合は対象となります。なお、既製品ソフトの購入費は対象となりますが、リースの場合は対象外となります。

Q2-18 建設業です。設計用の3次CADソフトを購入したいと考えておりますが、対象となりますか？

A2-18 デジタル技術を活用して事業の効率化を図る事業で、導入前と比較して3%以上の経費の削減又は20%以上の作業効率向上が見込まれる場合は対象となります。

Q2-19 宿泊業です。これまでは手書きにて顧客情報を管理していたが、管理システムを導入したいと考えてます。対象となりますか？

A2-19 デジタル技術を活用して事業の効率化を図る事業で、導入前と比較して3%以上の経費の削減又は20%以上の作業効率向上が見込まれる場合は対象となります。

### 3. 補助対象経費

Q 3-1 市内店舗で取り扱っていない機器の導入を検討しており、市外事業者から購入した場合は対象となりますか？

A 3-1 機器導入にあたっては、市内店舗から購入することを条件としております。市内店舗から購入できる類似品で事業計画を再検討することや、市内事業者が市外の同業他社から仕入れ対応ができないか相談していただく等の必要がありますが、そのような対応ができない場合は、市外事業者からの購入も対象となります。

Q 3-2 交付決定後、納品が2月28日に間に合わない場合、対象となりますか？

A 3-2 納品・支払い・実績報告を2月28日までに完了していただく必要があるため、納品が間に合わない場合は対象外となります。その際、事業計画変更（中止）手続きの申請を行う必要があります。

Q 3-3 備品購入の際に、キャッシュレスによる支払いは可能ですか？

A 3-3 支払い方法については、金融機関を通しての口座振込としており、キャッシュレス決済は対象外です。また、証拠書類としてお振込み後の明細も必要となります。

### 4. 補助金額について

中小企業者：対象経費の2分の1（上限 50万円）

小規模事業者：対象経費の3分の2（上限 100万円）

※補助率により算出した額が20万円（下限額）に満たない場合、補助金の交付対象となりません。また、1点あたり10万円以下の機器については補助対象外（カーボンニュートラルへの対応を除く）となります。

Q 4-1 ホテル業です。DX事業推進のため、1台30万円の自動受付機を購入し、それに連動する端末として、1台8万円のパソコンを購入したい。パソコンには本体代とは別で5万円の既成ソフトを入れ合計で33万円支払う場合は対象となりますか？

A 4-1 小規模事業者であれば、対象経費は合計30万円以上が対象で、1点10万円以上の機器でなければ対象経費として参入できません。今回、パソコン代8万円と既成ソフト代5万円が対象外となり、補助対象経費が合計で20万円のため補助対象外となります。

Q 4-2 運送業（小規模事業者）です。配達のため、1台7万円の電動アシスト付き自転車を5台購入したいが対象となるか？

A 4-2 カーボンニュートラルへの対応事業の場合は、10%以上の消費電力の削減又は20%以上の二酸化炭素排出量の削減という目標数値基準を満たすものであれば、1点あたり10万円以下の機器であっても対象となります。今回の計画は対象経費も合計35万円になるため、補助対象となります。